

地方独立行政法人愛知県美術館機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 組織
 - 第1節 役員（第8条―第11条）
 - 第2節 理事会（第12条―第15条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第16条・第17条）
- 第4章 資本金等（第18条・第19条）
- 第5章 委任（第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、愛知県における芸術文化の拠点として、美術館を設置して、美術及び陶磁（陶磁文化及び産業に関するものを含む。）に関する作品その他の資料（以下「美術品等」という。）について、収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する教育普及事業、調査研究等を通じて、芸術文化の振興を図り、学術の発展及び県民の文化と教養の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人愛知県美術館機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、愛知県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を名古屋市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公共的な施設の名称及び所在地)

第6条 法人が設置及び管理を行う法第8条第1項第8号に規定する公共的な施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、愛知県公報に掲載し、又はインターネットを利用して行う。

第2章 組織

第1節 役員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事4人以内及び監事2人以内を置くものとする。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、愛知県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を愛知県知事(以下「知事」という。)に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他愛知県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第 10 条 理事長は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、知事が任命する。

(役員の内期)

第 11 条 理事長の内期は 5 年とし、副理事長及び理事の内期は 2 年とする。

- 2 監事の内期は、理事長の内期 (補欠の理事長の内期を含む。以下この項において同じ。) に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の内期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日 (法第 34 条第 1 項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。) までとする。
- 3 補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 12 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第 13 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員のうち 2 人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があった場合は、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第 14 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(議決事項)

第 15 条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 美術館の組織その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第 3 章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第 16 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術館を設置すること。
- (2) 美術品等を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- (3) 美術品等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 第 2 号、第 3 号の業務に関連する教育及び普及の事業（陶芸実習室の利用を含む。）を行うこと。
- (5) 第 2 号、第 3 号及び第 4 号の業務に関連する調査研究を行うこと。
- (6) 美術品等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (7) 美術品等を貸し出すこと。
- (8) 他の美術館、博物館、学校、学会その他の関係機関と連携し、及び協働すること。
- (9) 第 1 号の美術館を、芸術文化の振興を図り、学術の発展及び県民の文化と教養の向上に寄与することを目的とする事業の利用に供すること。
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 17 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 4 章 資本金等

(資本金)

第 18 条 法人の資本金については、愛知県が出資する法人の業務に必要な土地及び建物とし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日における時価を基準として愛知県が評価した価額の合計額 4,562,500,000 円とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第 19 条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、愛知県に帰属させる。

第 5 章 委任

(規程への委任)

第 20 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任期の特例)
- 2 法人の設立後最初の理事長の任期は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、4 年とする。

別表 (第 6 条関係)

施設の名称	所在地
愛知県美術館	名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号
愛知県陶磁美術館	瀬戸市南山口町 234 番